

令和5年度 経営方針

- 令和5年度経営方針は、市長公約や第4次長期総合計画、行政評価の結果を勘案した上で、今後における行財政運営の指針として整理し、「市長の命」として明らかにするものである。
- 令和5年度の予算編成方針、組織編成や定員管理などは、本方針に基づき行うこととする。

令和4年8月

立 川 市

Ⅰ 基本方針

～ コロナ危機から「交流都市」への新たな発展 ～

1. 現況及びこれまでの取組

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）に関しては、本年5月22日の東京都による「リバウンド警戒期間」終了後は、新規感染者数の減少傾向が見られ、市民活動や経済活動の再開によりまちの「にぎわい」が戻りつつあったが、再拡大により予断を許さない状況が続いている。こうした感染症拡大の影響に加え、ロシアによるウクライナ侵攻がもたらした資源価格高騰など、市民生活や地域経済はコロナ禍前の状況までには回復せず、先行きの不透明感が広がっている。

本市は、感染症による影響に応じて「緊急対応方針」を定め、国の事業である子育て世帯や非課税世帯等への給付金支給などに加え、市独自事業として地域経済活性化支援策や子育て応援事業などを実施し、地域医療・地域福祉や市民生活、文化活動など幅広く支援策を実行してきた。あわせて、物価高騰対策のために国の交付金を活用し、食材料費高騰により影響を受ける学校給食や保育施設等への補助、生活困窮者への食や総合相談等を通じた支援、介護保険や障害福祉サービスを行う事業所への給付、中小事業者への支援金などの多角的な支援策を実施している。

引き続き、感染症や物価高騰が与える市民生活及び地域経済への影響を見極め、生活困窮者や中小事業者などが抱える新たな課題やニーズに対応していく必要がある。

2. 令和5年度の展望

令和5年度は、「経済財政運営と改革の基本方針2022」で国が示した「新しい資本主義」のもと、事業の変革が求められている。本市においては、市長公約の最終年度であるとともに、第4次長期総合計画・後期基本計画の後半期であるため、これまでの成果と課題を検証し、次期長期総合計画の策定という新たな転換期につながる取り組みが求められる年度である。また、令和5年3月に本格稼働するクリーンセンター*1の安定稼働をはじめ、新学校給食共同調理場の早期整備に向けた取り組みなど、重点取組施策の推進においては重要な局面を迎える。

感染症や物価高騰の影響が続くなかで、短期的には厳しい財政状況の継続が予想される。さらに、中長期的な課題として2025年問題や2040年問題に代表される人口構造の変化がもたらす社会保障費の増大や公共施設を含めた都市インフラの老朽化への対応により、大幅な歳出の増加が見込まれる。

あわせて、2050年カーボンニュートラル*2の実現を目指す方針のもと、国が定めた2030年度までの温室効果ガス排出量削減の目標（2013年度比46%削減）の達成に

向けて、官民が連携してグリーン社会へシフトしていくための変革が一層求められている。

こうした短期と中長期の課題の整合を図り、基盤となる行財政運営の持続可能性を確保しつつ、デジタル化や脱炭素化などの社会全体の改革要請へ取り組むことで、本市の将来像である「にぎわいとやすらぎの交流都市 立川」を目指して新たな発展をとげていく。

3. 基本方針（政策横断的な視点）

令和5年度の経営方針は、次の4つの事項を政策横断的な視点として重視し、市長公約及び各種計画に沿った政策を着実に進める。あわせて、SDGs*3の達成に向けて施策を推進する。

（1）協働・連携のさらなる推進

感染症の拡大がもたらした社会環境の変化により、市民や事業者等の活動が抑制されてきたが、それぞれがICTの活用などにより新たな「にぎわい」や「やすらぎ」を生み出すために取り組んできた。コロナ禍では、市の事業においても、こうした事業手法の転換による効率的・効果的な運営が求められており、市民や事業者、団体等と連携して、それぞれが持つノウハウを最大限に活用して事業を推進していく必要がある。地域共生の社会づくりやシティプロモーション*4の推進などのあらゆる政策分野で、官と民、官と官が協働・連携し、社会課題の解決に取り組む。

（2）デジタル化の推進と基盤の強化

デジタル化は、生活環境に大きな変革をもたらし、感染症の拡大がその必要性を加速させている。市の情報基盤であるネットワーク環境の強化を前提とし、行政手続き等のデジタル化を推進して市民の利便性の向上を図る。また、デジタル技術やAI、ロボティクス等の活用により業務を効率化することで、人的資源を行政サービスの向上へつなげる。

（3）脱炭素社会の構築と防災・減災の推進

2050年カーボンニュートラル*2の実現に向け、市が行う事業の運営において温室効果ガス排出量抑制の取り組みを加速するとともに、近年の地震や台風等の災害発生を想定してレジリエンス*5の強化を基本とした取り組みを推進する。国が主導するグリーントランスフォーメーション（GX）*6の動向を注視しながら、多様な主体と連携し、グリーン社会の実現に向けて取り組む。

(4)持続可能な行財政運営

感染症が拡大するなかで、地域課題の複雑化、多様化もさらに進み、将来予測が難しくさまざまな分野で不確実性が高まっている。その一方で、少子化や高齢化、都市インフラの老朽化などの予見可能な中長期的な課題も抱えている。

公共施設の再編等による更新に係る経費の抑制や増嵩する社会保障関係経費に対応するとともに、「適切なサービス水準と最適なサービス提供手法による事業の再構築」を引き続き実施することで、行財政運営の持続可能性を高め、不確実な状況変化への備えを進める。

また、各施策の推進にあたっては、内部統制の強化の視点だけでなく、事業実施の過程で生じるインシデント*7を事前に想定して備えるなど、リスクマネジメントの向上を推進する。

*1 クリーンセンター：若葉町から泉町に移転する新たな清掃工場。愛称は「たちむにい」。

*2 カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言。

*3 SDGs (Sustainable Development Goals)：国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。「貧困をなくそう」、「ジェンダー平等を実現しよう」などの17のゴール、169のターゲットで構成。

*4 シティプロモーション：市民と行政が協力し、まちの魅力を高めて内外にアピールすることで、起業や住民の誘致や定着を図ったり、来街者や市民の交流を増やしたりすることにより、将来にわたるまちの活力の源を得ることにつながる活動。

*5 レジリエンス：激甚な災害発生時において、避難所等でエネルギー供給などを確保することで発災の影響を最小限にとどめるための対応力。

*6 グリーントランスフォーメーション：温室効果ガスの排出原因となっている化石燃料などから脱炭素化を進め、太陽光・風力発電などの再生可能エネルギーに転換して、経済社会システム全体の変革を目指すこと。

*7 インシデント：事件や事故などの危機事案が発生するおそれのある事態。

II 重点取組施策

後期基本計画の「5つの政策」における重点取組施策を次のとおりとし、前述の基本方針に沿って取り組む。

1. 子ども・学び・文化

令和4年度から拡充型の放課後子ども教室を市内3校で開始し、全校実施に向けた段階的な整備に取り組んでいる。学童保育所の需要が増すなかで、学校や地域、事業者と連携して、安全・安心な子どもの居場所を確保するための取り組みを引き続き実施する。また、子育て支援策については、東京都の財政支援の動向を注視しつつ、これまでの子どもの医療費助成の対象を高校生年齢まで拡大することを含め事業全体の見直しを行い、子どもを産み育てやすい環境をつくる。

学校教育においては、引き続き子どもの安全を最優先として感染症対策に取り組みつつ、デジタル技術の活用も含め学力向上につながる取り組みを進める。令和4年度に教科化された「立川市民科」については更なる充実を図る。あわせて、新学校給食共同調理場の稼働により、アレルギー対策を重視した安全・安心な学校給食を提供するとともに、これまで課題となっていた中学校において、共同調理場方式による給食を提供する。学校給食費の公会計化では徴収管理業務の効率化とともに教員の業務負担軽減などにつなげる。

また、自閉症・情緒障害特別支援学級を増設するとともに、支援が必要な児童・生徒が安心して学べる環境づくりを進める。

立川第七中学校体育館の復旧整備については、教育への影響を最小限にとどめることを最優先とし、早期整備に向けた迅速な取り組みを推進する。

さらに、本年度に策定予定の「体育施設のあり方」に基づき、老朽化が進む体育施設の計画的な更新の検討を進め、持続可能なスポーツ環境づくりにつなげる。

2. 環境・安全

令和5年3月に稼働する市のクリーンセンター（愛称たちむにい）は、環境負荷の低減を図るだけでなく、焼却で得られる熱エネルギーの有効活用や、発災時の派遣職員の応援受入れ施設としての機能などを有している。施設の安定稼働に取り組む、環境面・防災面でまちの機能強化を進める。

また、下水道処理における流域編入事業の取り組みを推進することで、効率的かつ安定した事業運営及び環境改善につなげる。

さらに、東京都が更新した首都直下地震等の被害想定を踏まえ、地域防災計画の見直しを進めるとともに、医療機関等との連携を含め、あらゆる不測の事態を想定した体制整備の強化を進める。

3. 都市基盤・産業

東京都が進めるJR南武線連続立体交差事業化の進展にあわせ、西国立駅周辺地域まちづくり構想に基づき、西国立駅前広場等の都市計画案の作成及び西国立駅西地区地区計画の変更を進める。

また、事業認可を取得した各都市計画道路の整備に取り組み、都市基盤の強化を進める。あわせて、台風等による倒木のリスクを防ぐため、街路樹調査を引き続き進め、まちの安全・安心な環境づくりにつなげる。

立川観光コンベンション協会*8が進める立川MICE*9事業を支援するとともに、立川市の観光等の資源の発掘、磨き上げ及び魅力発信を引き続き協働して実施し、交流人口の拡大を進める。

高品質な「立川印」の農産物の魅力を市内外へ発信し、ブランドの定着を図ることで地産地消を促進するとともに、立川市だからこそ実現できる都市農業の魅力の向上と発展を支援する。

4. 福祉・保健

地域住民の複雑化、複合化する課題解決のために取り組みを開始した重層的な支援については、子ども、高齢者、障害者、生活困窮者などの対象や分野によらない複合的な相談体制を引き続き進めるとともに、地域のさまざまな団体、事業者等との連携を支援して地域づくりを推進し、地域共生社会の構築を進める。あわせて、介護人材不足への対応など、社会的な喫緊の課題に取り組むことで、基盤となる社会保険制度の安定運営につなげる。

また、障害者差別解消法が改正され、事業者の合理的配慮の提供が義務化されることを踏まえて、「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」を改正し、令和5年4月1日に施行するとともに、周知啓発と理解促進を図る。

さらに、医療的ケアが必要な障害児及び重症心身障害者やその家族介護者について、レスパイト（休養）の促進など、在宅生活の支援を実施する。

5. 行政経営・コミュニティ

立川駅南口に開設した魅力発信拠点施設「コトリンク」が有する情報発信機能を活用して、立川駅南口周辺におけるにぎわいと回遊性を創出し、来訪者へのPRや地域活性化につなげるとともに、本市を中心とした多摩地域のシティプロモーションを戦略的に推進する。

庁内ネットワークの情報基盤の強化を喫緊の課題として対策を行うとともに、行政手続き等のデジタル化と業務の効率化の両立を進め、市民の利便性と行政サービスの向上を目指す。

公共施設の老朽化への対応については、前期施設整備計画に基づき学校施設を中心に建替え等へ順次着手していくことから、財政支出の平準化を図るとともに、PPP/PFI^{*10}等の事業手法により事業者のノウハウを活用し、連携して効率的・効果的に事業を展開する。

コロナ禍で活動の制限を受けている自治会や市民活動については、地域コミュニティの核としての活動が継続できるよう支援し、協働・連携のまちづくりに取り組む。

- *8 立川観光コンベンション協会：MICEによるビジネスイベントへの取組みによる交流促進と、地域のマネジメントによる経済波及効果の最大化を図るために設立された団体。
- *9 MICE：Meeting(企業系会議)、Incentive(企業の報奨・研修旅行)、Convention(国際会議)、Exhibition/Event(展示会・イベント等)の頭文字をつなげたビジネスイベントの総称。
- *10 PPP/PFI (Public Private Partnership)：官と民が共同して効率的かつ効果的に質の高いサービス提供を実現する手法/Private Finance Initiative；公共施設等の建設、維持管理、運営等において民間の資金、経営能力及び技術力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、または、同一価格でより上質のサービスを提供する手法。

Ⅲ 重点改革事項

1. 公有財産の有効活用

- 公共施設の跡地・跡施設等については公有財産の売却のほか、事業者等への貸付等を推進し、歳入増加や維持管理コストの縮減に引き続き努める。
- ネーミングライツ導入施設の拡大による歳入増加を進め、施設の維持管理や関連事業の財源として有効に活用する。
- 公共施設等の更新に際し、PPP/PFI等の事業手法の導入を積極的に検討し、事業者ノウハウの活用によるサービスの向上と更新費用の縮減につなげていく。
- 令和5年度末に指定管理期間が満了を迎える市民会館及び子ども未来センターの更新、子育て／健康複合施設整備に伴う跡施設の活用の検討を進める。

2. 最適なサービス提供手法の推進

- 中央図書館窓口業務の検証や「立川市の保育のあり方に関する提言」を踏まえ、最適なサービス提供手法に基づく取り組みを推進する。
- 地域の需要等に応じた学童保育所の再編を検討する。
- 市民課及び窓口サービスセンターの窓口業務に会計年度任用職員の活用を引き続き進める。

3. 行政手続き等におけるデジタル化の推進

- デジタルトランスフォーメーション（DX）*11 推進のため今後策定する方針に基づき、行政手続き等におけるデジタル化を推進する。

4. 業務の効率化等

- クリーンセンターにおけるごみ焼却熱を利用した売電事業による歳入を確保する。
- 三市共同利用の住民情報システムの安定稼働のもと、多摩地域の広域化への取り組みを進める。
- 成果連動型民間委託契約を活用し、事業者のノウハウを活かした事業を展開する。

なお、事務事業の見直しについては、本方針をもとに行政評価及び予算編成過程を通じて行うものとする。

*11 デジタルトランスフォーメーション：自治体自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくこと。